

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案新旧対照表

目次

○ 趣旨(第一条関係) . . . . .	1
○ 消費税法(昭和六十三年法律第八号)の一部改正(第二条関係) . . . . .	2
○ 消費税法の一部改正(第三条関係) . . . . .	12
○ 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部改正(第四条関係) . . . . .	17
○ 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部改正(第五条関係) . . . . .	28
○ 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部改正(第六条関係) . . . . .	32
○ 税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置(第七条関係) . . . . .	36
○ 附則 . . . . .	41

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案新旧対照表

改 正 案 現 行

(趣旨)

第一条 この法律は、世代間及び世代内の公平性が確保された社会保障制度を構築することにより支え合う社会を回復すること及び我が国が直面する重要な課題である「高齢化」社会保障制度の改革とともた不断に行政改革を推進することによる「税と社会保障」経済状況を好転させることを条件として行う税制の抜本的な改革の一環として、社会保障の安定財源の確保及び財政の健全化を同時に達成することを旨として、社会保障の安定財源の明確化及び税率の引上げを行うことと、所得、消費及び資産にわたる税体系全体の再分配機能を回復しつつ、世代間の早期の資産移転を促進する観点から所得税の最高税率の引上げ及び相続税の基礎控除の引下げ並びに相続時精算課税制度の拡充を行うため、消費税法(昭和六十三年法律第八号)、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)及び租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を改正する旨を定むるものとする。

〔消費税法の一部改正〕

第二条 消費税法の一部を次のように改正する。

(趣旨等)

2) 消費税の収入については、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十号)に定めるところによるほか、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費に充てるものとする。

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 省 略

2 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項、第十一条第四項及び第十二条の三第一項において同じ。)の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額(以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。)を控除した残額

イ 省 略

ロ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に六十三分の八十を乗じて算出した金額

二 省 略

3-6 省 略

7 第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、同項に規定する翌課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始した各課税期間(第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項及び第十二条の二第三項において同じ。)の保税地域からの引取り(以下この項、同条第二項及び第三項において同じ。)の保税地域からの引取り(以下この項、同条第二項及び第三項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。)を行つた場合(第四項に規定する政令で定める課税期間において当該届

第一条 同 上

(小規模事業者に係る納税義務の免除)

第九条 同 上

2 同 上

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項及び第十一条第四項において同じ。)の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額(以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。)を控除した残額

イ 同 上

ロ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額

二 同 上

3-6 同 上

7 第五項の場合において、第四項の規定による届出書を提出した事業者は、同項に規定する翌課税期間の初日から同日以後二年を経過する日までの間に開始した各課税期間(第三十七条第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)中に国内において調整対象固定資産の課税仕入れ又は調整対象固定資産に該当する課税貨物(他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。第九項及び第十二条の二第三項において同じ。)の保税地域からの引取り(以下この項、同条第二項において「調整対象固定資産の仕入れ等」という。)を行つた場合(第四項に規定する政令で定める課税期間において当該届出書の提出前に当該調

出書の提出前に当該調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。)には、前項の規定にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日(当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日)をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。)の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。この場合において、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

8・9 省 略

(前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例)

第九条の二 省 略

2 前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。

一 省 略

二 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に六十三分の八十を乗じて算出した金額

3-5 省 略

(新設法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の二 省 略

2・3 省 略

(特定新規設立法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の三 その事業年度の基準期間がない法人(前条第一項に規定する新設法人及び社会福祉法第二十二条(定義)に規定する社会福祉法人その他の専ら別表第一に掲げる資産の譲渡等を行うことを目的として設立された法人で政令で定めるものを除く。以下この条において「新規設立法人」という。)のうち、その基準期間がない事業年度開始の日(以下この項及び次項において「新設開始日」とい

調整対象固定資産の仕入れ等を行つた場合を含む。)には、前項の規定にかかわらず、事業を廃止した場合を除き、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日(当該調整対象固定資産の仕入れ等に係る第三十条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日)をいう。以下この項及び第十二条の二第二項において同じ。)の属する課税期間の初日から三年を経過する日の属する課税期間の初日以後でなければ、第四項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書を提出することができない。この場合において、当該調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該調整対象固定資産の仕入れ等の日までの間に同項の規定の適用を受けることをやめようとする旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、次項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

8・9 同 上

(前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例)

第九条の二 同 上

2 同 上

一 同 上

二 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額

3-5 同 上

(基準期間がない法人の納税義務の免除の特例)

第十二条の二 同 上

2・3 同 上

いう。)(において特定要件(他の者により新規設立法人の発行済株式又は出資)その新規設立法人が有する自己の株式又は出資を除く。)の総額又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資が直接又は間接に保有される場合その他の他の者により新規設立法人が支配される場合として政令で定める場合であることをいう。以下この条において同じ。)に該当し、かつ、新規設立法人が特定要件に該当する旨の判定の基礎となつた他の者及び当該他の者と政令で定める特殊な関係にある法人のうちいずれかの者の当該新規設立法人の当該新設開始日の属する事業年度の基準期間に相当する期間における課税売上高として政令で定めるところにより計算した金額(国又は地方公共団体が一般会計に係る業務として行う事業における課税資産の譲渡等の対価の額を除く。)が五億円を超えるもの(以下この項及び第三項において「特定新規設立法人」という。)については、当該特定新規設立法人の基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十一條第三項若しくは第四項、第十二條第一項若しくは第二項若しくは前条第二項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。)(における課税資産の譲渡等)については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

2) 新規設立法人がその新設開始日において特定要件に該当し、かつ、前項に規定する他の者と同項に規定する政令で定める特殊な関係にある法人であったもので、当該新規設立法人の設立の日前一年以内又は当該新設開始日前一年以内に解散したもののうち、その解散した日において当該特殊な関係にある法人に該当していたもの(当該新設開始日においてなお当該特殊な関係にある法人であるものを除く。以下この項において「解散法人」という。)がある場合には、当該解散法人は当該特殊な関係にある法人とみなして、当該新規設立法人につき、前項の規定を適用する。

3) 前条第二項及び第三項の規定は、特定新規設立法人がその基準期間がない事業年度に含まれる各課税期間(第三十七條第一項の規定の適用を受ける課税期間を除く。)(中に調整対象固定資産の仕入れ等を行った場合について準用する。この場合において、前条第二項中「前項の新設法人」とあるのは「次条第一項の特定新規設立法人」と、「当該新設法人」とあるのは「当該特定新規設立法人」と、「若しくは前項」とあるのは「この項若しくは次条第一項」と読み替えるものとする。

4) 第一項に規定する他の者は、特定要件に該当する新規設立法人から同項に規定する金額が五億円を超えるかどうかの判定に関し必要な事項について情報の提供を求められた場合には、これに応じなければならない。

5) 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)  
第十五条 省 略

6 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円以下である課税期間に限る。)(における課税資産の譲渡等)につき第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十条から第十二条の三までの規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

7 10 省 略

11 受託事業者については、第九条第四項から第九項まで、第十条から第十二条の三まで、第三十七條第二項から第七項まで、第三十七條の二及び第五十七條の規定は、適用しない。

12 15 省 略

(税率)  
第二十九条 消費税の税率は、百分の六・三とする。

(仕入れに係る消費税額の控除)  
第三十条 事業者(第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)(が、国内において行う課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五條第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額(以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。)(から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。)(及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物)他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章にお

(法人課税信託の受託者に関するこの法律の適用)  
第十五条 同 上

6 受託事業者のその課税期間の初日において、当該受託事業者に係る法人課税信託の固有事業者が、当該初日の属する当該固有事業者の課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円以下である課税期間に限る。)(における課税資産の譲渡等)につき第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第十条から第十二条の二までの規定により消費税を納める義務が免除されない事業者である場合には、当該受託事業者の当該初日の属する課税期間における課税資産の譲渡等については、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

7 10 同 上

11 受託事業者については、第九条第四項から第九項まで、第十条から第十二条の二まで、第三十七條第二項から第七項まで、第三十七條の二及び第五十七條の規定は、適用しない。

12 15 同 上

いて同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一三 省略  
215 省略

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額(対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。))に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)をいい、第一項に規定する保稅地域からの引取りに係る課税貨物とは、保稅地域から引き取った一般申告課税貨物又は特別申告書の提出若しくは特別申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八條第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。)の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額(当該課税期間中に行つた第三十八條第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に六十三分の八十を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。)の合計額を控除した残額(当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数(当該月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。))で除し、これに十二を乗じて計算した金額)をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

710 省略

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例)  
第三十二条 事業者が、国内において行った課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割引を受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額(第三十條第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項に

同じ。)につき課された又は課されるべき消費税額(附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。)の合計額を控除する。

一三 同上  
215 同上

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額(対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額(これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。))に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。)をいい、第一項に規定する保稅地域からの引取りに係る課税貨物とは、保稅地域から引き取った一般申告課税貨物又は特別申告書の提出若しくは特別申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額(第二十八條第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。)の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額(当該課税期間中に行つた第三十八條第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。)の合計額を控除した残額(当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数(当該月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。))で除し、これに十二を乗じて計算した金額)をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行った資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

710 同上

(仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例)  
第三十二条 同上

において同じ。)の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部又は一部の減額(以下この条において「仕入れに係る対価の返還等」という。)を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなして、第三十條第一項(同條第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。)の規定を適用する。

一 当該事業者の当該課税期間における第三十條第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額(以下この章において「仕入れに係る消費税額」という。)の計算につき同條第二項の規定の適用がない場合、当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額(当該支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百八分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。)の合計額を控除した残額

二二三 省略  
217 省略

(納税義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整)

第三十六條 第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた課税期間の初日(第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第五項の規定により第九條第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつた日)の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間における保稅地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの(これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。)を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額(当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百八分の六・三を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。)をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

215 省略

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）  
第三十七条 省 略

2 前項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一 省 略

二 当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合又は第十二条の三第三項の特定新規設立法人である場合において第十二条の二第二項（第十二条の三第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する場合に該当するとき 第十二条の二第二項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

3 7 省 略

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）

第三十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割引をしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の八を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び次条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 5 省 略

（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）  
第三十七条 同 上

2 同 上

二 当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合において同項に規定する場合に該当するとき 同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

一 同 上

3 7 同 上

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）

第三十八条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割引をしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の五を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び次条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行つた売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百分の四を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2 5 同 上

（貸倒れに係る消費税額の控除等）

第三十九条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行つた場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を控除する。

2 6 省 略

（課税資産の譲渡等についての中間申告）

第四十二条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び第十九条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者を除く。第四項、第六項及び第八項において同じ。）は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては三月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のもの設立の日の属する課税期間を除く。第四項において同じ。）開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときはその一月未満の期間とし、当該一月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。）につき、当該一月中間申告対象期間の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から二月を経過した日）から二月以内に、それぞれに掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が四百万円以下である場合における当該一月中間申告対象期間については、この限りでない。

一・二 省 略

2 5 省 略

（貸倒れに係る消費税額の控除等）

第三十九条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行つた場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百分の四を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を控除する。

2 6 同 上

（課税資産の譲渡等についての中間申告）

第四十二条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者及び第十九条第一項第三号から第四号の二までの規定による届出書の提出をしている事業者を除く。第四項及び第六項において同じ。）は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては三月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のもの設立の日の属する課税期間を除く。第四項において同じ。）開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときはその一月未満の期間とし、当該一月ごとに区分された各期間のうち最後の期間を除く。以下この項及び次項において「一月中間申告対象期間」という。）につき、当該一月中間申告対象期間の末日の翌日（当該一月中間申告対象期間が当該課税期間開始の日以後一月の期間である場合には、当該課税期間開始の日から二月を経過した日）から二月以内に、それぞれに掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が四百万円以下である場合における当該一月中間申告対象期間については、この限りでない。

一・二 同 上

2 5 同 上

6 事業者は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のもの設立の日の属する課税期間を除く。）開始の日以後六月の期間（以下この項、第八項、第十項及び第十一項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が二十四万円以下である場合又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間については、この限りでない。

一・二 省略

7 省略

8 第六項第一号に掲げる金額が二十四万円以下であることによりその六月中間申告対象期間につき、同項の規定による申告書（以下この項及び第十一項において「六月中間申告書」という。）を提出することを要しない事業者が、当該六月中間申告書を提出する旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出した場合には、当該届出書の提出をした事業者の当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間（同号に掲げる金額が二十四万円以下であるものに限る。第十一項において同じ。）については、第六項ただし書の規定は、適用しない。

9 前項の規定による届出書を提出した事業者は、同項の規定の適用を受けることをやめようとするとき又は事業を廃止したときは、その旨を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

10 前項の規定による届出書の提出があつたときは、その提出があつた日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間については、第八項の規定による届出は、その効力を失う。

11 第八項の規定による届出書の提出をした事業者が、当該提出をした日以後にその末日が最初に到来する六月中間申告対象期間以後の六月中間申告対象期間に係る六月中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、当該事業者は第九項の規定による届出書を当該六月中間申告対象期間の末日にその納税地を所轄する税務署長に提出したものとみなす。

12 第一項から第七項までの月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生

じたときは、これを一月とする。

#### （中間申告書の提出がない場合の特例）

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合（第四十二条第十一項の規定の適用を受ける場合を除く。）には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に同条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。

#### （小規模事業者の納税義務の免除が適用されなかつた場合等の届出）

第五十七条 事業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該各号に定める者は、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

一・二 省略

三 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が事業を廃止した場合（既に同条第五項、第十九条第三項、第三十七条第四項又は第四十二条第九項の規定により事業を廃止した旨を記載した届出書を提出している場合を除く。）当該事業者

四・五 省略

2 事業者が第十二条の二第一項に規定する新設法人又は第十二条の三第一項に規定する特定新規設立法人に該当することとなつた場合には、その旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

6 事業者は、その課税期間（個人事業者にあつては事業を開始した日の属する課税期間、法人にあつては六月を超えない課税期間及び新たに設立された法人のうち合併により設立されたもの以外のもの設立の日の属する課税期間を除く。）開始の日以後六月の期間（以下この項において「六月中間申告対象期間」という。）につき、当該六月中間申告対象期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、第一号に掲げる金額が二十四万円以下である場合又は当該六月中間申告対象期間が第一項若しくは第四項の規定による申告書を提出すべきこれらの規定に規定する一月中間申告対象期間若しくは三月中間申告対象期間を含む期間である場合における当該六月中間申告対象期間については、この限りでない。

一・二 同上

7 同上

8 前各項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、こ

れを一月とする。

#### （中間申告書の提出がない場合の特例）

第四十四条 中間申告書を提出すべき事業者がその中間申告書をその提出期限までに提出しなかつた場合には、その事業者については、その提出期限において、税務署長に第四十二条第一項各号、第四項各号又は第六項各号に掲げる事項を記載した中間申告書の提出があつたものとみなす。

#### （小規模事業者の納税義務の免除が適用されなかつた場合等の届出）

第五十七条 同上

一・二 同上

三 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が事業を廃止した場合（既に同条第五項、第十九条第三項又は第三十七条第四項の規定により事業を廃止した旨を記載した届出書を提出している場合を除く。）当該事業者

四・五 同上

2 第十二条の二第一項に規定する新設法人に該当することとなつた事業者は、当該事業者が新設法人に該当することとなつた旨を記載した届出書を速やかに当該事業者の納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。

第三条 消費税法の一部を次のように改正する。

第九条 省 略

2 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。  
一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行った課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項、第十一条第四項及び第十二条の三第一項において同じ。）の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額（以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。）を控除した残額  
イ 省 略  
ロ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額  
二 省 略  
3 19 省 略

（前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例）  
第九条の二 省 略

2 前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額をいう。  
一 省 略

二 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額  
3 15 省 略

（税率）  
第二十九条 消費税の税率は、百分の七・八とする。

（仕入れに係る消費税額の控除）

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除され

る事業者を除く。）が、国内において行つた課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。  
一 13 省 略  
2 15 省 略

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいい、第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に七十八分の百を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課

（小規模事業者に係る納税義務の免除）

第九条 同 上

2 同 上

一 同 上  
イ 同 上  
ロ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に六十三分の八十を乗じて算出した金額  
二 同 上  
3 19 同 上

（前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例）  
第九条の二 同 上

2 同 上  
一 同 上

二 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に六十三分の八十を乗じて算出した金額  
3 15 同 上

（税率）  
第二十九条 消費税の税率は、百分の六・三とする。

（仕入れに係る消費税額の控除）

第三十条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除され

る事業者を除く。）が、国内において行つた課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日の属する課税期間の第四十五条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額（以下この章において「課税標準額に対する消費税額」という。）から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額（当該課税仕入れに係る支払対価の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この章において同じ。）及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物（他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この章において同じ。）につき課された又は課されるべき消費税額（附帯税の額に相当する額を除く。次項において同じ。）の合計額を控除する。  
一 13 同 上  
2 15 同 上

6 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいい、第一項に規定する保税地域からの引取りに係る課税貨物とは、保税地域から引き取つた一般申告課税貨物又は特例申告書の提出若しくは特例申告に関する決定に係る課税貨物をいい、第二項に規定する課税期間における課税売上高とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項及び第九項第一号において同じ。）の合計額から当該課税期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額（当該課税期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額から同項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に六十三分の八十を乗じて算出した金額を控除した金額をいう。）の合計額を控除した残額（当該課税期間が一年に満たない場合には、当該残額を当該課税期間の月数（当該月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除し、これに十二を乗じて計算した金額）をいい、第二項に規定する課税売上割合とは、当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた資産の譲渡等の対価の額の合計額のうち当該事業者が当該課税期間中に国内において行つた課

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

課税資産の譲渡等の対価の額の合計額の占める割合として政令で定めるところにより計算した割合をいう。

第三十二条 事業者が、国内において行った課税仕入れにつき、返品をし、又は値引き若しくは割戻しを受けたことにより、当該課税仕入れに係る支払対価の額（以下この項において「額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税仕入れに係る支払対価の額に係る買掛金その他の債務の額の全部又は一部の減額（以下この条において「仕入れに係る対価の返還等」という。）を受けた場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を当該仕入れに係る対価の返還等を受けた日の属する課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額とみなし、第三十條第一項（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定を含む。）の規定を適用する。

（仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例）  
第三十二条 同上

一 当該事業者の当該課税期間における第三十條第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額（以下この章において「仕入れに係る消費税額」という。）の計算につき同条第二項の規定の適用がない場合、当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額を控除した残額

一 当該事業者の当該課税期間における第三十條第一項の規定により控除される課税仕入れ等の税額の合計額（以下この章において「仕入れに係る消費税額」という。）の計算につき同条第二項の規定の適用がない場合、当該課税期間における課税仕入れ等の税額の合計額から当該課税期間において仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額（当該支払対価の額につき返還を受けた金額又は当該減額を受けた債務の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）の合計額を控除した残額

二・三 省略  
2-7 省略

二・三 同上  
2-7 同上

（納税義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）

（納税義務の免除を受けないこととなつた場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整）

第三十六条 第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた課税期間の初日（第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第五項の規定により第九條第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつた日）の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間に

第三十六条 第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項の規定の適用を受けないこととなつた場合において、その受けないこととなつた課税期間の初日（第十條第一項、第十一條第一項又は第十二條第五項の規定により第九條第一項本文の規定の適用を受けないこととなつた場合には、その受けないこととなつた日）の前日において消費税を納める義務が免除されていた期間中に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は当該期間に

おける保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額（当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。）をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

おける保税地域からの引取りに係る課税貨物で棚卸資産に該当するもの（これらの棚卸資産を原材料として製作され、又は建設された棚卸資産を含む。以下この条において同じ。）を有しているときは、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物に係る消費税額（当該棚卸資産又は当該課税貨物の取得に要した費用の額として政令で定める金額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。第三項及び第五項において同じ。）をその受けないこととなつた課税期間の仕入れに係る消費税額の計算の基礎となる課税仕入れ等の税額とみなす。

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）

（売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除）

第三十八条 事業者（第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行った課税資産の譲渡等（第七條第一項、第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八條第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の十を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び次条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行った売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

第三十八条 事業者（第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が、国内において行った課税資産の譲渡等（第七條第一項、第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）につき、返品を受け、又は値引き若しくは割戻しをしたことにより、当該課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八條第一項に規定する対価の額をいう。）と当該対価の額に百分の八を乗じて算出した金額との合計額（以下この項及び次条において「税込価額」という。）の全部若しくは一部の返還又は当該課税資産の譲渡等の税込価額に係る売掛金その他の債権の額の全部若しくは一部の減額（以下この項から第四項までにおいて「売上げに係る対価の返還等」という。）をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等をした日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から当該課税期間において行った売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額（当該返還をした税込価額又は当該減額をした債権の額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。次項において同じ。）の合計額を控除する。

2-5 省略

2-5 同上

（貸倒れに係る消費税額の控除等）

（貸倒れに係る消費税額の控除等）

第三十九条 事業者（第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（第七條第一項、第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行った場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額

第三十九条 事業者（第九條第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）が国内において課税資産の譲渡等（第七條第一項、第八條第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）を行った場合において、当該課税資産の譲渡等の相手方に対する売掛金その他の債権につき更生計画認可の決定により債権の切捨てがあつたことその他これに準ずるものとして政令で定める事実が生じたため、当該課税資産の譲渡等の税込価額

の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百分の七・八を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を控除する。

の全部又は一部の領収をすることができなくなつたときは、当該領収をすることができないこととなつた日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から、当該領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額（当該税込価額に百分の六・三を乗じて算出した金額をいう。第三項において同じ。）の合計額を控除する。

（所得税法の一部改正）  
 第四条 所得税法の一部を次のように改正する。

（税率）  
 第八十九条 居住者に対して課する所得税の額は、その年分の課税総所得金額又は課税退職所得金額をそれぞれ次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額と、その年分の課税山林所得金額の五分の一に相当する金額を同表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額に五を乗じて計算した金額との合計額とする。

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超え五千万円以下の金額	百分の四十三
五千万円を超える金額	百分の四十五

2 省略

（税率）  
 第八十九条 同上

百九十五万円以下の金額	百分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	百分の二十三
九百万円を超え千八百万円以下の金額	百分の三十三
千八百万円を超える金額	百分の四十

2 同上

(八)

その月の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙
	扶 養 親 族 等 の 数							
以 上 未 満	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人	7 人
1,250,000円	207,030	196,580	188,850	181,570	174,280	167,000	159,720	152,870
1,250,000円を超え 1,740,000円に満た ない金額	1,250,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち ち1,250,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額							税 額
1,740,000円	368,730	358,280	350,550	343,270	335,980	328,700	321,420	314,570
1,740,000円を超え 4,400,000円に満た ない金額	1,740,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち ち1,740,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							680,500円に、 その月の社会 保険料等控除 後の給与等の 金額のうち 1,740,000円を 超える金額の 45%に相当す る金額を加算 した金額
4,400,000円	1,432,730	1,422,280	1,414,550	1,407,270	1,399,980	1,392,700	1,385,420	1,378,570
4,400,000円を超え る金額	4,400,000円の場合の税額に、その月の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち ち4,400,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額							
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える 1人ごとに1,580円を控除した金額							従たる給与に ついての扶養 控除等申告書 が提出されて いる場合には、 申告に記載さ れた扶養親族 等の数に、等 扶養親族と し、1人 1,580円を、こ の各額によつ て求めた税額 から控除した 金額	

- (注) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。
  - (二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。
- (備考) 税額の求め方は、次のとおりである。
- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、
    - (1) まず、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
    - (2) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
    - (3) 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに1,580円を控除した金額が、その求める税額である。
    - (4) (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第百九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたとき)は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者又は第八十五条第二項(扶養親族等の判定の時期等)に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。

別表第三(四)及び(六)  
次のとおり

(二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、その居住者のその月の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに1,580円を控除した金額）が、その求める税額である。

別表第三(七)省略

(八)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙
	扶養親族等の数								
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人		
以上 未満	税 額							税 額	税 額
扶養親族等の数が7人を超える場合には、扶養親族等の数が7人の場合の税額から、その7人を超える1人ごとに50円を控除した金額								控除した金額	

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

- (一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。
- (二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項(社会保険料控除)に規定する社会保険料及び第七十五条第二項(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

(備考) 税額の求め方は、次のとおりである。

- (一) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、
  - まず、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
  - 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人以下である場合には、(1)により求めた金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行とその申告された扶養親族等の数に応じて求めた甲欄の該当欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。
  - 当該申告書により申告された扶養親族等の数が7人を超える場合には、(1)により求めた金額に応じて、扶養親族等の数が7人であるものとして(2)により求めた税額から、扶養親族等の数が7人を超える1人ごとに50円を控除した金額が、その求める税額である。
  - (2)及び(3)の場合において、当該申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるとき(当該勤労学生が第二条第一項第三十二号又はハ(定義)に掲げる者に該当するときは、当該申告書に勤労学生に該当する旨の記載があるほか、第九十四条第三項(給与所得者の扶養控除等申告書)に規定する書類の提出又は提示があつたときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者又は第八十五条第二項(扶養親族等の判定の時期等)に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、それぞれ(2)及び(3)の扶養親族等の数とする。
- (二) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。)については、
  - (2)に該当する場合を除き、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と乙欄との交わるところに記載されている金額(従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた場合には、当該申告書により申告された扶養親族等の数に応じ、扶養親族等1人ごとに50円を控除した金額)が、その求める税額である。
  - その給与等が第九十五条第一項第三号(労働した日ごとに支払われる給与等)に掲げる給与等であるときは、その居住者のその日の給与等の金額から、その給与等の金額から控除される社会保険料等の金額を控除し、その控除後の金額に応じて「その日の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求め、その行と丙欄との交わるところに記載されている金額が、その求める税額である。

(七)

その日の社会保険料等控除後の給与等の金額	甲							乙	丙		
	扶養親族等の数										
	0人	1人	2人	3人	4人	5人	6人			7人	
以上 未満	税 額							税 額	税 額		
32,000円	32,100円	3,905円	3,665円	3,420円	3,180円	2,935円	2,690円	2,445円	2,200円	12,110円	2,078円
32,100円	32,200円	3,930円	3,685円	3,440円	3,200円	2,955円	2,715円	2,465円	2,225円	12,160円	2,098円
32,200円	32,300円	3,950円	3,705円	3,465円	3,220円	2,980円	2,735円	2,490円	2,250円	12,210円	2,114円
32,300円	32,400円	3,970円	3,730円	3,485円	3,245円	3,000円	2,755円	2,515円	2,275円	12,260円	2,132円
32,400円	32,500円	4,000円	3,750円	3,510円	3,265円	3,020円	2,780円	2,535円	2,300円	12,310円	2,150円
32,500円	32,600円	4,030円	3,775円	3,530円	3,285円	3,045円	2,800円	2,555円	2,320円	12,360円	2,168円
32,600円	32,700円	4,060円	3,795円	3,550円	3,310円	3,065円	2,825円	2,575円	2,340円	12,410円	2,186円
32,700円	32,800円	4,090円	3,815円	3,570円	3,330円	3,085円	2,845円	2,595円	2,360円	12,460円	2,204円
32,800円	32,900円	4,125円	3,840円	3,595円	3,350円	3,110円	2,865円	2,610円	2,380円	12,510円	2,222円
32,900円	33,000円	4,155円	3,860円	3,615円	3,375円	3,130円	2,890円	2,630円	2,400円	12,560円	2,240円
33,000円		4,170円	3,870円	3,630円	3,385円	3,140円	2,900円	2,640円	2,410円	12,610円	2,258円
33,000円を超える金額	33,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の31.5%に相当する金額を加算した金額							12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち33,000円を超える金額の24%に相当する金額を加算した金額		
41,500円に満たない金額	6,850円	6,550円	6,310円	6,065円	5,820円	5,580円	5,340円	5,125円			
41,500円を超える金額	41,500円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額							12,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	2,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち41,500円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額		
58,000円に満たない金額	12,295円	11,995円	11,755円	11,510円	11,265円	11,025円	10,785円	10,570円		22,610円	8,258円
58,000円を超える金額	58,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の40%に相当する金額を加算した金額							22,610円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額	8,258円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち58,000円を超える金額の33%に相当する金額を加算した金額		
147,000円に満たない金額	47,895円	47,595円	47,355円	47,110円	46,865円	46,625円	46,385円	46,170円			37,628円
147,000円を超える金額	147,000円の場合の税額に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち147,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額							37,628円に、その日の社会保険料等控除後の給与等の金額のうち147,000円を超える金額の45%に相当する金額を加算した金額			



別表第四 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表（第百八十六条関係）

賞与の金額に 乗ずる率	甲											
	扶養親族											
	0人			1人			2人			3人以上		
	前月の社会保険料等控											
	以上		未満		以上		未満		以上		未満	
0%	千円 68	千円未満	千円 94	千円未満	千円 133	千円未満	千円 171	千円未満	千円 210	千円未満	千円 252	千円未満
2	68	79	94	243	133	269	171	295	210	345	252	398
4	79	252	243	269	312	295	345	398	447	513	557	632
6	252	300	282	338	312	369	345	398	447	513	557	632
8	300	334	338	365	369	393	398	417	447	513	557	632
10	334	363	365	394	393	420	417	445	477	513	557	632
12	363	395	394	422	420	450	445	477	513	557	632	730
14	395	426	422	455	450	484	477	513	557	632	730	826
16	426	550	455	550	484	550	513	557	632	730	826	925
18	550	668	550	689	550	710	557	632	730	826	925	1,058
20	668	714	689	738	710	762	730	786	826	872	925	1,058
22	714	750	738	775	762	801	786	826	872	925	987	1,113
24	750	791	775	817	801	844	826	872	925	987	1,058	1,113
26	791	847	817	876	844	901	872	925	987	1,058	1,113	1,168
28	847	910	876	936	901	962	925	987	1,058	1,113	1,168	1,223
30	910	997	936	1,003	962	1,031	987	1,058	1,113	1,168	1,223	1,278
32	997	1,337	1,003	1,362	1,031	1,386	1,058	1,113	1,168	1,223	1,278	1,333
35	1,337	1,551	1,362	1,579	1,386	1,607	1,113	1,168	1,223	1,278	1,333	1,388
38	1,551	3,301	1,579	3,325	1,607	3,349	1,168	1,223	1,278	1,333	1,388	1,443
41	3,301	4,402	3,325	4,434	3,349	4,465	3,373	4,497	4,529	4,560	4,592	4,624
45	4,402千円以上		4,434千円以上		4,465千円以上		4,497千円以上		4,529千円以上		4,560千円以上	

- (注) この表における用語については、次に定めるところによる。
- (一) 「扶養親族等」とは、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族をいう。
  - (二) 「社会保険料等」とは、第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料及び第七十五条第二項（備考）賞与の金額に乘すべき率の求め方は、次のとおりである。
  - (イ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出があつた居住者については、(四)に該当する場合を除き、
    - (1) まず、その居住者の前月中の給与等（賞与を除く。以下この表において同じ。）の金額から、その給与等の金額を求める。
    - (2) 次に、当該申告書により申告された扶養親族等の数(1)により求めた金額とに応じて甲欄の「前月の社会保険料等」欄の金額に「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
    - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
  - (ロ) (一)の場合において、給与所得者の扶養控除等申告書にその居住者が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する旨の記載があるときは、第百九十四条第三項（給与所得者の扶養控除等申告書）に当該申告書にその居住者の控除対象配偶者又は扶養親族のうち障害者又は第八十五条第二項（扶養親族等の判定）に1人を加算した数を、それぞれ扶養親族等の数とする。
  - (ハ) 給与所得者の扶養控除等申告書の提出がない居住者（従たる給与についての扶養控除等申告書の提出があつた居住者を含む。）については、(四)に該当する場合を除き、
    - (1) その居住者の前月中の給与等の金額から前月中の社会保険料等の金額を控除した金額を求める。
    - (2) (1)により求めた金額に応じて乙欄の「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。
    - (3) (2)により求めた行と「賞与の金額に乘すべき率」欄との交わるところに記載されている率が、その求める率である。
  - (ニ) 前月中の給与等の金額がない場合若しくは前月中の給与等の金額が前月中の社会保険料等の金額以下である場合は、この規定を含む。）により税額を計算する。
  - (ホ) (一)から(四)までの場合において、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている場合は、その居住者の受ける給与等の支給期が月の整数倍の期間ごとと定められている除される社会保険料等の金額を当該倍数で除して計算した金額をもつて、それぞれ前月中の給与等の金額又は当該

賞与の金額に 乗ずる率	乙											
	等 級											
	4人			5人			6人			7人以上		
	前月の社会保険料等控除後の給与等の金額											
	以上		未満		以上		未満		以上		未満	
0%	千円 210	千円未満	千円 243	千円未満	千円 275	千円未満	千円 308	千円未満	千円 340	千円未満	千円 372	千円未満
2	210	300	243	300	275	333	308	372	340	408	372	456
4	300	378	300	406	333	431	372	456	408	496	456	540
6	378	424	406	450	431	476	456	540	496	596	540	630
8	424	444	450	472	476	499	502	527	527	553	553	588
10	444	470	472	496	499	525	527	553	553	588	614	640
12	470	504	496	531	525	559	553	588	614	640	666	692
14	504	543	531	574	559	604	588	632	614	666	692	730
16	543	592	574	622	604	652	632	680	666	714	730	762
18	592	751	622	771	652	792	680	812	762	812	838	870
20	751	810	771	834	792	859	812	884	838	900	916	942
22	810	852	834	879	859	902	884	925	916	966	982	1,008
24	852	898	879	922	902	947	925	971	966	1,016	1,042	1,068
26	898	949	922	973	947	997	971	1,021	1,016	1,066	1,092	1,118
28	949	1,013	973	1,038	997	1,064	1,021	1,089	1,066	1,134	1,160	1,186
30	1,013	1,086	1,038	1,113	1,064	1,140	1,089	1,168	1,160	1,236	1,262	1,288
32	1,086	1,435	1,113	1,459	1,140	1,484	1,168	1,508	1,236	1,574	1,600	1,626
35	1,435	1,664	1,459	1,692	1,484	1,720	1,508	1,749	1,626	1,866	1,892	1,918
38	1,664	3,396	1,692	3,420	1,720	3,444	1,749	3,468	1,866	3,534	3,560	3,586
41	3,396	4,529	3,420	4,560	3,444	4,592	3,468	4,624	3,534	4,666	4,692	4,718
45	4,529千円以上		4,560千円以上		4,592千円以上		4,624千円以上		4,666千円以上		4,718千円以上	

(小規模企業共済等掛金控除)に規定する小規模企業共済等掛金をいう。

金額から控除される社会保険料等の金額（以下この表において「前月中の社会保険料等の金額」という。）を控除し

「前月の社会保険料等控除後の給与等の金額」欄の該当する行を求める。

である。旨の記載があるとき（当該勤労学生が第二条第一項第三十二号ロ又はハ（定義）に掲げる者に該当するときは、当該規定する等額の提出又は提示があつたとき）は、扶養親族等の数にこれらの一に該当することに1人を加算した数を、定の時期等）に規定する同居特別障害者がある旨の記載があるときは、扶養親族等の数にこれらの一に該当すること

居住者を含む。）については、(四)に該当する場合を除き、

る。

である。

合又はその賞与の金額（当該金額から控除される社会保険料等の金額がある場合には、その控除後の金額）が前月中表によらず、第百八十六条第一項第一号ロ若しくは第二号ロ又は第二項（賞与に係る徴収税額）の規定（同条第三項

ときは、その賞与の支払の直前に支払を受けた若しくは支払を受けるべき給与等の金額又はその給与等の金額から控除される社会保険料等の金額とみなす。

第五案 相続税法の一部改正  
 (相続税法の一部改正)  
 第五案 相続税法の一部を次のように改正する。

(相続税の非課税財産)

第十二条 次に掲げる財産の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

一、四 省略

五 相続人の取得した第三条第一項第一号に掲げる保険金(前号に掲げるものを除く。以下この号において同じ。)については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第一号の被相続人の全ての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数(当該相続人の数のうち次に掲げる者の合計数とし、その数が次の(1)から(3)までのうち二以上に該当する者である場合には、その数を一とする。)を乗じて算出した金額(ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。)

(以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

(1) 二十歳未満の者

(2) 第十九条の四第二項に規定する障害者

(3) 相続の開始の直前において当該被相続人と生計を一にしていた者

ロ 省略

六 相続人の取得した第三条第一項第二号に掲げる給与(以下この号において「退職手当金等」という。)については、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、イ又はロに定める金額に相当する部分

イ 第三条第一項第二号の被相続人の全ての相続人が取得した退職手当金等の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額(ロにおいて「退職手当金等の非課税限度額」という。)

(以下である場合 当該相続人の取得した退職手当金等の金額

2 省略

(遺産に係る基礎控除)

第十五条 相続税の総額を計算する場合には、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次

条から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。)の合計額から、三十万円と六百万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて算出した金額との合計額(以下「遺産に係る基礎控除額」という。)を控除する。

2・3 省略

(相続税の総額)

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した残額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第九百条(法定相続分)及び第九百一条(代襲相続人の相続分)の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した残額)につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

千円以下の金額	百分の十
千円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え三億円以下の金額	百分の四十五
三億円を超え六億円以下の金額	百分の五十
六億円を超える金額	百分の五十五

(未成年者控除)

第十九条の三 相続又は遺贈により財産を取得した者(第一条の三第三号の規定に該当する者を除く。)が当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第二章(相続人)の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人)に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から十万円にその者が二十歳に達するまでの年数(当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)を乗じて算

(相続税の非課税財産)

第十二条 同上

一、四 同上

五 同上

イ 第三条第一項第一号の被相続人のすべての相続人が取得した同号に掲げる保険金の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額(ロにおいて「保険金の非課税限度額」という。)

(以下である場合 当該相続人の取得した保険金の金額

ロ 同上

六 同上

イ 第三条第一項第二号の被相続人のすべての相続人が取得した退職手当金等の合計額が五百万円に当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人の数を乗じて算出した金額(ロにおいて「退職手当金等の非課税限度額」という。)

(以下である場合 当該相続人の取得した退職手当金等の金額

2 同上

(遺産に係る基礎控除)

第十五条 相続税の総額を計算する場合には、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。次

次条から第十八条まで及び第十九条の二において同じ。)の合計額から、五十万円と千円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額(以下「遺産に係る基礎控除額」という。)を控除する。

2・3 同上

(相続税の総額)

第十六条 相続税の総額は、同一の被相続人から相続又は遺贈により財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格に相当する金額の合計額からその遺産に係る基礎控除額を控除した残額を当該被相続人の前条第二項に規定する相続人の数に応じた相続人が民法第九百条(法定相続分)及び第九百一条(代襲相続人の相続分)の規定による相続分に応じて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該相続人が、一人である場合又はない場合には、当該控除した金額)につきそれぞれその金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

千円以下の金額	百分の十
千円を超え三千万円以下の金額	百分の十五
三千万円を超え五千万円以下の金額	百分の二十
五千万円を超え一億円以下の金額	百分の三十
一億円を超え二億円以下の金額	百分の四十
二億円を超え三億円以下の金額	百分の四十五
三億円を超える金額	百分の五十

(未成年者控除)

第十九条の三 相続又は遺贈により財産を取得した者(第一条の三第三号の規定に該当する者を除く。)が当該相続又は遺贈に係る被相続人の民法第五編第二章(相続人)の規定による相続人(相続の放棄があつた場合には、その放棄がなかつたものとした場合における相続人)に該当し、かつ、二十歳未満の者である場合においては、その者については、第十五条から前条までの規定により算出した金額から六万円にその者が二十歳に達するまでの年数(当該年数が一年未満であるとき又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)を乗じて算

出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2.3 省 略

2.3 同 上

(贈与税の税率)  
第二十一条の七 贈与税の額は、前二条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれ金額と同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額とする。

(贈与税の税率)  
第二十一条の七 同 上

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十五
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の五十
三千万円を超える金額	百分の五十五

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え三百万円以下の金額	百分の十五
三百万円を超え四百万円以下の金額	百分の二十
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の三十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の四十
千万円を超える金額	百分の五十

(在外財産に対する贈与税額の控除)  
第二十一条の八 贈与によりこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により贈与税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、前条又は第二十一条の十三の規定により

(在外財産に対する贈与税額の控除)  
第二十一条の八 贈与によりこの法律の施行地外にある財産を取得した場合において、当該財産についてその地の法令により贈与税に相当する税が課せられたときは、当該財産を取得した者については、前条の規定により計算した金額からその

計算した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した残額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。ただし、その控除すべき金額が、その者についてこれらの規定により計算した金額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて計算した金額を超える場合においては、その超える部分の金額については、当該控除をしない。

課せられた税額に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき贈与税額とする。ただし、その控除すべき金額が、その者について同条の規定により計算した金額に当該財産の価額が当該財産を取得した日の属する年分の贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて計算した金額を超える場合においては、その超える部分の金額については、当該控除をしない。

(相続時精算課税の選択)  
第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人(その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。)であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。  
2.3 省 略  
4 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となつたことその他の事由によりその者の推定相続人となつたとき(配偶者となつたときを除く。)には、推定相続人となつた時にその者からの贈与により取得した財産については、第一項の規定の適用はないものとする。  
5.6 省 略

(相続時精算課税の選択)  
第二十一条の九 贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の推定相続人(その贈与をした者の直系卑属である者のうちその年一月一日において二十歳以上であるものに限る。)であり、かつ、その贈与をした者が同日において六十五歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者は、その贈与に係る財産について、この節の規定の適用を受けることができる。  
2.3 同 上  
4 その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十五歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合にその年の中途においてその者の養子となつたことその他の事由によりその者の推定相続人となつたとき(配偶者となつたときを除く。)には、推定相続人となつた時にその者からの贈与により取得した財産については、第一項の規定の適用はないものとする。  
5.6 同 上

〔租税特別措置法の一部改正〕

第六条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の四までにおいて同じ。))により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項(第七十条において同じ。))の規定の適用を受ける場合を含む。次項第二号において同じ。〕の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。))により取得した特定計画山林でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの(以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。))について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限(当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。))まで引き続き当該選択特定計画山林の全てを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一条の規定する相続税の課税価格(同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格)に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

2-13 省 略

〔直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例〕

第七十条の三 平成二十七年一月一日以後に直系尊属からの贈与により財産を取得した者(その年一月一日において二十歳以上の者に限る。))のその年中の当該財産に係る贈与税の額は、相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、前条の規定による控除後の課税価格を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれ

二百万円以下の金額	百分の十
二百万円を超え四百万円以下の金額	百分の十五
四百万円を超え六百万円以下の金額	百分の二十
六百万円を超え千万円以下の金額	百分の三十

千万円を超え千五百万円以下の金額	百分の四十
千五百万円を超え三千万円以下の金額	百分の四十五
三千万円を超え四千五百万円以下の金額	百分の五十
四千五百万円を超える金額	百分の五十五

2) その年一月一日において二十歳以上の者が、贈与により財産を取得した場合において、その年中の途中において当該贈与をした者の直系尊属となつたとき及び直系尊属となつた前時に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3) 贈与により第一項の規定の適用を受ける財産(第一号において「特別贈与財産」といふ。))を取得した者がその年中に贈与により同項の規定の適用を受けなずる財産(第二号において「一般贈与財産」といふ。))を取得した場合における贈与税の額は、同項及び相続税法第二十一条の七の規定にかかわらず、次に掲げる金額を合計した金額とする。

1) 前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について第一項の規定により計算した金額に特別贈与財産の価額がその年中に贈与により取得した財産の価額の合計額(贈与税の課税価格の計算の基礎に算入されるもの)に限り、同条の規定による控除後のものとする。次号において「合計贈与価額」といふ。))のうちを占める割合を乗じて計算した金額

2) 前条及び相続税法第二十一条の六の規定による控除後の課税価格について同法第二十一条の七の規定により計算した金額に一般贈与財産の価額(同法第二十一条の六の規定による控除後のものとする。))が合計贈与価額のうちを占める割合を乗じて計算した金額

4) 第一項又は前項の規定の適用を受ける者は、相続税法第二十八条の規定による申告書(当該申告書に係る期限後申告書及びこれらの申告書に係る修正申告書を合す。))又は国税通則法第二十三条第三項に規定する更正請求書に第一項又は前項の規定の適用を受ける旨を記載し、これらの規定による計算の明細書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。この場合において、相続税法第二十八条第一項及び第二項第一号中「第二十一条の八」とあるのは、「第二十一条の八並びに租税特別措置法第七十条の三(直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例)」とする。

5) 相続税法第二十一条の九第五項に規定する相続税精算課税適用者が同項に規定する特定贈与者からの贈与により取得した財産については、同法第二十一条の十

(特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例)

第六十九条の五 特定計画山林相続人等が、相続又は遺贈(当該相続に係る被相続人からの贈与(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下第七十条の七の四までにおいて同じ。))により取得した財産で相続税法第二十一条の九第三項の規定の適用を受けるものに係る贈与を含む。以下この項において同じ。))により取得した特定計画山林でこの項の規定の適用を受けるものとして政令で定めるところにより選択をしたもの(以下この項及び次項において「選択特定計画山林」という。))について、当該相続の開始の時から当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条、第二十九条又は第三十一条第二項の規定による申告書の提出期限(当該特定計画山林相続人等が当該提出期限の前に死亡した場合には、その死亡の日。次項において「申告期限」という。))まで引き続き当該選択特定計画山林の全てを有している場合その他これに準ずる場合として政令で定める場合には、同法第十一条の規定する相続税の課税価格(同法第二十一条の十五第一項の規定の適用がある場合には、同項の規定による相続税の課税価格)に算入すべき価額は、当該選択特定計画山林の価額に百分の九十五を乗じて計算した金額とする。

2-13 同 上

「中」第二十一条の七まで」とあるのは、「第二十一条の七まで及び租税特別措置法第七十条の二の三（直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例）」とする。

6) 第二項及び前二項に定めるもののほか、第一項又は第三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

〔相続時精算課税適用者の特例〕

第七十条の二の四 平成二十七年一月一日以後に贈与により財産を取得した者がその贈与をした者の孫（その年一月一日において二十歳以上である者に限る。）であり、かつ、その贈与をした者がその年一月一日において六十歳以上の者である場合には、その贈与により財産を取得した者については、相続税法第二十一条の九の規定を準用する。

2) その年一月一日において二十歳以上の者が同日において六十歳以上の者からの贈与により財産を取得した場合において、当該贈与により財産を取得した者がその年の中途において当該贈与をした者の孫となつたときは、孫となつた時に当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、前項の規定の適用はないものとする。

3) 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者が、その届出書に係る第一項の贈与をした者の孫でなくなつた場合においても、当該贈与をした者からの贈与により取得した財産については、同項において準用する同条第三項の規定の適用があるものとする。

4) 第一項において準用する相続税法第二十一条の九第二項の届出書を提出した者については同条第三項の規定の適用を受ける財産を取得した同条第五項の規定する相続時精算課税適用者と、第一項の贈与をした者については同条第三項の規定の適用を受ける財産の贈与をした同条第五項に規定する特定贈与者とそれぞれみなす。同法その他相続税又は贈与税に関する法令の規定を適用する。

5) 前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予)

第七十条の七 省略

2) この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによつて、

- 一 四 省略
- 五 納税猶予分の贈与税額 前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の価額（当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定贈与承継会社」という。）が会社法第二条第一号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有してゐなかつたものとして計算した価額）を同項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の二及び第七十条の二の三の規定を含む。）を適用して計算した金額をいう。

六 九 省略

3) 次に掲げる者が、その者に係る相続税法第二十一条の九第五項に規定する特定贈与者からの贈与により取得をした非上場株式等について第一項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等については、同法第二章第三節の規定は、適用しない。

一 省略

2) 第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等を贈与により取得した日の属する年中において、当該特例受贈非上場株式等の贈与者から贈与を受けた当該特例受贈非上場株式等以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の二の四第一項又は第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

4 27 省略

(非上場株式等についての贈与税の納税猶予)

第七十条の七 同上

2 同上

- 一 四 同上
- 五 納税猶予分の贈与税額 前項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等の価額（当該特例受贈非上場株式等に係る認定贈与承継会社又は当該認定贈与承継会社の特別関係会社であつて当該認定贈与承継会社との間に支配関係がある法人（以下この号において「認定贈与承継会社」という。）が会社法第二条第一号に規定する外国会社（当該認定贈与承継会社の特別関係会社に該当するものに限る。）その他政令で定める法人の株式等を有する場合には、当該認定贈与承継会社等が当該株式等を有してゐなかつたものとして計算した価額）を同項の経営承継受贈者に係るその年分の贈与税の課税価格とみなして、相続税法第二十一条の五及び第二十一条の七の規定（第七十条の二の二の規定を含む。）を適用して計算した金額をいう。

六 九 同上

3 同上

2) 第一項の規定の適用に係る特例受贈非上場株式等を贈与により取得した日の属する年中において、当該特例受贈非上場株式等の贈与者から贈与を受けた当該特例受贈非上場株式等以外の財産について相続税法第二十一条の九第二項（第七十条の三第一項において準用する場合を含む。）の届出書を提出する者

一 同上

4 27 同上

(税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置)

第七条 第二条から前条までの規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第十三号)(附則第四百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、その結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

一 消費課税については、消費税率(地方消費税率を含む、以下この号において同じ。)の引上げを踏まえて、次に定めるとおり検討すること。

イ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十四年法律第 号、第六号において「番号法」という。)(による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する制度(次号ト(3)及び第六号において「番号制度」という。)(の本格的な稼働及び定着を前提に、関連する社会保障制度の見直し及び所得控除の抜本的な整理と併せて、総合計算制度(医療、介護、保育等に関する自己負担の合計額に一定の上限を設ける仕組み)その他これに準ずるものをいう。)(、給付付き税額控除(給付と税額控除を適切に組み合わせて行う仕組み)その他これに準ずるものをいう。次号ロにおいて同じ。)(等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策を導入する。

ロ イの再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として、社会保障の機能強化との関係も踏まえつつ、給付の開始時期、対象範囲、基準となる所得の考え方、財源の問題、執行面での対応の可能性等について検討を行い、簡素な給付措置を実施する。

ハ 消費税の簡易課税制度の仕入れに係る概算的な控除率については、今後、更なる実態調査を行い、その結果も踏まえた上で、その水準について必要を見直しを行う。

ニ 消費税率が段階的に引き上げられることも踏まえ、消費税(地方消費税を含む。以下二から八まで及びロにおいて同じ。)(の円滑かつ適正な転嫁に支障が生ずることのないよう、事業者の実態を十分に把握し、次に定める取組を含め、より徹底した対策を講ずる。

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁に資するため、事業者等が消費税の転嫁及び価格表示等に関して行う行為についての指針を策定し、その周知徹底を図り

相談等を行うこと。

(2) 中小事業者向けに相談の場を設け、講習会の開催等を行うこと。

(3) 取引上の優越的な地位を利用して下請事業者等からの消費税の転嫁の要請を一方的に拒否すること等の不正な取引の取締り及び監視の強化を行うこと。

(4) 競争を実質的に制限することにより対価を不当に引き上げる行為を抑止するための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の厳正な運用及び便乗値上げ防止のための調査、監督及び指導を行うこと。

(5) 適正な転嫁等への取組を効果的に推進する観点から、関係行政機関の相互の緊密な連携を確保し、総合的に対策を推進するための本部を内閣に設置する。

ホ 取引に際しての価格表示と消費税との関係については、外税(消費税を含めた価格を表示しない価格表示の方法をいう。)(、内税(消費税を含めた価格を表示する価格表示の方法をいう。)(等に係る様々な議論を勘案しつつ、事業者間取引、相対取引等におけるその表示の在り方を含め、引き続き、実態を踏まえつつ、様々な角度から検討する。

ヘ 医療機関等における高額の投資に係る消費税の負担に関し、新たに一定の基準に該当するものに対し区分して措置を講ずることを検討し、医療機関等の仕入れたに係る消費税については、診療報酬等の医療保険制度において手当てをすること、医療機関等の消費税の負担について、厚生労働省において定期的に検討を行う場を設けることとする。医療に係る消費税の課税の在り方については、引き続き検討する。

ト 住宅の取得については、取引価額が高額であること等から、消費税率の引上げの前後における駆け込み需要及びその反動等による影響が大きいことを踏まえ、一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から、住宅の取得に係る必要な措置について財源も含め総合的に検討する。

チ 消費税及び地方消費税の賦課徴収に関する地方公共団体の役割を拡大するため、当面、現行の制度の下でも可能な納税に関する相談を伴う收受等の取組を進め、地方公共団体における体制の整備状況を見極めつつ、消費税を含む税制の抜本的な改革を行う時期を目的に、消費税及び地方消費税の申告を

地方公共団体に対して行うことを可能とする制度の導入等について、実務上の

問題点を十分に整理して、検討する。

リ 酒税、たばこ税及び石油関係諸税については、個別間接税を含む価格に消費税が課されることが国際的に共通する原則であることを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象となる品目をめぐる環境の変化、国民生活への影響等を勘案し、引き続き検討する。

又 酒税については、類似する酒類間の税負担の公平性の観点も踏まえ、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。

ル 森林吸収源対策（森林等による温室効果ガスの吸収作用の保全等）のための対策をいう。及び地方の地球温暖化対策に関する財源確保について検討する。

ヲ 燃料課税については、地球温暖化対策等の観点から当分の間税率（租税特別措置法及び地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則の規定に基づく特例による税率をいう。）が維持されていること及び平成二十四年度以降において石油石炭税の税率の上乗せを行うこととしたことも踏まえ、引き続き検討する。

ワ 自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制の在り方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化（環境への負荷の低減に資するための施策をいう。）の観点から、見直しを行う。

カ 印紙税については、建設工事の請負に関する契約書、不動産の譲渡に関する契約書及び金銭又は有価証券の受取書について負担の軽減を検討する。

キ 個人所得課税については、次に定めるとおり検討すること。

一 金融所得課税については、平成二十六年一月から所得税並びに個人の道府県民税及び市町村民税（以下において「個人住民税」という。）を合わせて百分の二十の税率が適用されることを踏まえ、その前掲の下、平成二十四年度中に公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算の範囲の拡大を検討する。

ロ 扶養控除の在り方については、真に税負担の軽減に配慮が必要な者が対象となっていないかどうかとの観点及び課税ベース（課税標準とされるべきものの範囲をいう。）の拡大等の観点も踏まえるほか、今後更に具体化される社会保障制度の改革の内容及び給付付き税額控除の導入をめぐる議論も踏まえ、検討する。

ハ 年齢二十歳以上七十歳未満の扶養親族を対象とする扶養控除については、関連する社会保障制度の内容も踏まえ、検討する。

ニ 配偶者控除については、当該控除をめぐる様々な議論、課税単位の議論及び

社会経済状況の変化等を踏まえ、引き続き検討する。

ホ 給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比して過大となっていないかどうか等の観点から、実態を踏まえ、今後、その在り方について検討する。

ヘ 年金課税の在り方については、年金の給付水準や負担の在り方など今後の年金制度改革の方向性も踏まえ、見直しを行う。

ト 個人住民税については、地域社会の費用を住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格（2）において「地域社会の会費的性格」という。（）を踏まえ、次に定める基本的方向性により検討する。

（1）税率構造については、公益性の明確化、税源の偏在性の縮小及び税収の安定性の向上の観点から、平成十九年度に所得割の税率を比例税率（1）の率により定められる税率をいう。以下（1）において同じ。（）とした経緯を踏まえ、比例税率を維持することを基本とする。

（2）諸控除の見直しについては、地域社会の会費的性格をより明確化する観点から、個人住民税における所得控除の種類及び金額が所得税における所得控除の種類及び金額の範囲内であること並びに個人住民税における政策的な税額控除が所得税と比較して極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除の見直し及び低所得者への影響に留意する。

（3）個人住民税の所得割における所得の発生時期と課税年度の関係の在り方については、番号制度の導入の際に、納税義務者、特別徴収義務者及び地方公共団体の事務負担を踏まえ、検討する。

三 法人課税については、平成二十七年以降において、雇用及び国内投資の拡大の観点から、実効税率の引下げの効果及び主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、その在り方について検討すること。

四 資産課税については、次に定めるとおり検討すること。

イ 事業承継税制（租税特別措置法第七十条の七から第七十条の七の四までの規定に基づく相続税及び贈与税の特例をいう。）（以下「中企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）」に基づく認定の運用状況等を踏まえ、その活用を促進するための方策や課税の一層の適正化を図る措置等）について検討を行い、第五条の規定の施行に併せて見直しを行う。

ロ 相続税については、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から引き続きその在り方を検討する。

- 五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。
- イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税については、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税法系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。
- ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討すること。
- 六 番号制度については、税務における一層の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、番号法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第一号）の公布後、納税者の利便の向上、番号法第二条第五項に規定する個人番号及び同条第十四項に規定する法人番号の告知、本人確認の実効性の確保並びに調査の拡充による必要な情報の収集等に関する各種の施策について、納税者及び事業者の事務負担等にも配慮しつつ、引き続き検討すること。
- 七 国際的な取引に関する課税については、国際的な租税回避の防止、投資交流の促進等の観点から必要に応じて見直すとともに、国際連帯税について国際的な取組の進展状況を踏まえつつ、検討すること。
- 八 歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること。

## 附 則

### 〔施行期日〕

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条及び第七条の規定並びに附則第十八条の規定 公布の日
- 二 第四条から第六条までの規定及び附則第十九条から第二十五条までの規定 平成二十七年一月一日
- 三 第三条の規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定 平成二十七年十月一日

### 〔消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則〕

第二条 この附則に別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の消費税法（以下附則第十四条までにおいて「新消費税法」という。）の規定は、この法律の施行の日（以下附則第十五条までにおいて「施行日」という。）以後に国内において事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）が行う資産の譲渡等（同項第八号に規定する資産の譲渡等をいう。以下この条及び附則第十五条において同じ。）及び施行日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ（同項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）並びに施行日以後に保税地域（同項第十三号に規定する保税地域をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）に係る消費税について適用し、施行日前に国内において事業者が行った資産の譲渡等及び施行日前に国内において事業者が行った課税仕入れ並びに施行日前に保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

### 〔小規模事業者に係る納税義務の免除等に関する経過措置〕

第三条 事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等（消費税法第一条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。以下附則第十六条までにおいて同じ。）につき、同項第十四号に規定する基準期間若しくは同法第九条の二第四項に規定する特定期間又は同法第十九条に規定する課税期間中に新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る消費税法第九条第一項、第十二条第四項若しくは第十二条第

三項に規定する基準期間における課税売上高、同法第九条の二第一項に規定する特定期間における課税売上高又は同法第三十条第一項に規定する課税期間における課税売上高の計算については、なお従前の例による。

(特定新規設立法人の納税義務の免除の特例に関する経過措置)

第四条 新消費税法第十二条の三の規定は、施行日以後に設立される同条第一項に規定する新規設立法人で、同項に規定する特定新規設立法人に該当することとなるものについて適用する。

(旅客運賃等の税率等に関する経過措置)

第五条 事業者が、旅客運賃、映画又は演劇を催す場所への入場料金その他の不特定かつ多数の者に対する課税資産の譲渡等に係る対価で政令で定めるものを施行日前に領収している場合において、当該対価の領収に係る課税資産の譲渡等を施行日以後に行うときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、第二条の規定による改正前の消費税法(以下附則第十四条までにおいて「旧消費税法」という。)(第二十九条に規定する税率)による。

2) 事業者が継続的に供給し、又は提供することを約する契約に基づき行う電気、ガス、水道水及び電気通信役務(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第三号に規定する電気通信役務をいう。)(で施行日前から継続して供給し、又は提供しているものの供給又は提供その他の政令で定める課税資産の譲渡等で施行日から平成二十六年四月三十日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月三十日後であるもの)(以下この項において「特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等」という。)(にあっては、当該確定したもののうち、政令で定める部分(の当該確定した料金(特定継続供給等に係る課税資産の譲渡等)にあっては、当該確定した料金のうち当該政令で定める部分)に対応する部分に限る。)(に係る課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率)による。

3) 事業者が、平成八年十月一日から平成二十五年十月一日(以下この項から第五項まで及び附則第七條第一項において「指定日」という。)(の前日までの間に締結した工事(製造を含む。)(の請負に係る契約(これに類する政令で定める契約を含む。)(に基づき、施行日以後に当該契約に係る課税資産の譲渡等を行う場合には、当該課税資産の譲渡等(指定日以後に当該契約に係る対価の額が増額された場合には、当該増額される前の対価の額に相当する部分に限る。)(に係る消費税については、

4) 旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、施行日前から施行日以後引き続き当該契約に係る資産の貸付けを行っていた場合において、当該契約の内容が、第一号及び第二号又は第一号及び第三号に掲げる要件に該当するときは、施行日以後に行う当該資産の貸付けに係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後に当該資産の貸付けの対価の額の変更が行われた場合には、当該変更後における当該資産の貸付けについては、この限りでない。

1) 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めるときが、かかる旨の定めがないこと。  
2) 契約期間中に当事者の一方又は双方がいつでも解約の申入れをすることができる旨の定めがないこと。その他対価に関する契約の内容が政令で定める要件に該当しないこと。

5) 事業者が、平成八年十月一日から指定日の前日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上当該役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないうものである。当該役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割して支払われる契約として政令で定めるものに基づき、施行日以後に当該契約に係る役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が次に掲げる要件に該当するときは、当該役務の提供に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。ただし、指定日以後において当該役務の提供の対価の額の変更が行われた場合は、この限りでない。

1) 当該契約に係る役務の提供の対価の額が定められていないこと。  
2) 事業者が事情の変更その他の理由により当該対価の額の変更を求めるときが、かかる旨の定めがないこと。

6) 第一項から第三項まで、第四項本文又は前項本文の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等に係る新消費税法第三十八条第一項及び第三十九条第一項の規定の適用については、新消費税法第三十八条第一項中「百分の八」とあるのは「百分の五」と、「百分の六・三」とあるのは「百分の四」と、新消費税法第三十九条第一項中「百分の六・三」とあるのは「百分の四」とする。

7) 事業者が、第一項から第三項まで、第四項本文又は第五項本文の規定の適用を受けた事業者からこれらの規定の適用を受けた課税資産の譲渡等に係る資産を譲り受

け、若しくは借りの受け、又は当該課税資産の譲渡等に係る役務の提供を受けた場合における新消費税法第三十条第一項、第三十二條第一項及び第三十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「百分の六・三」とあるのは、「百分の四」とする。

8 事業者が、第三項又は第四項本文の規定の適用を受けた課税資産の譲渡等を行った場合には、その相手方に対し当該課税資産の譲渡等がこれらの規定の適用を受けたものであることについて書面により通知するものとする。

〔長期割賦販売等に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置〕

第六条 事業者が、施行日前に行った消費税法第十六條第一項に規定する長期割賦販売等につき同項の規定の適用を受けた場合において、当該長期割賦販売等に係る賦払金の額で施行日以後にその支払の期日が到来するものがあるときは、当該賦払金に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九條に規定する税率による。

2 前条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

〔工事の請負に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置〕

第七条 事業者が、指定日から施行日の前日までの間に締結した消費税法第十七條第一項に規定する長期大規模工事（以下この項において「工事」という。）（の請負に係る契約に基づき、施行日以後に当該契約に係る目的物の引渡しを行う場合において、当該長期大規模工事又は工事に係る対価の額につき、施行日の属する年又は事業年度以前の年又は事業年度においてこれらの規定の適用を受けるときは、当該長期大規模工事又は工書の目的物のうち当該長期大規模工事又は工書の着手の日から施行日の前日までの期間に対応する部分の対価の額として政令で定める）により計算した金額に係る部分の課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九條に規定する税率による。

2 附則第五條第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 附則第五條第七項の規定は、事業者が、第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合（当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について準用する。

4 事業者が、第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行った場合には、その相手方に対し当該目的物の引渡しと同項の規定の適用を受けたものである旨及び同項の規定の適用を受けた部分に係る対価の額を書面により通知するものとする。

〔小規模事業者に係る資産の譲渡等の時期の特例を受ける場合における税率等に関する経過措置〕

第八条 消費税法第十八條第一項の個人事業者が、施行日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等に係る対価の額を収入した日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九條に規定する税率による。

2 附則第五條第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3 消費税法第十八條第一項の個人事業者が、施行日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れに係る費用の額を支出した日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六條までの規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

〔仕入れに係る対価の返還等を受けた場合の仕入れに係る消費税額の控除の特例に関する経過措置〕

第九条 事業者が、施行日前に国内において行った課税仕入れにつき、施行日以後に新消費税法第三十二條第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合には、当該仕入れに係る対価の返還等に係る同条の規定による仕入れに係る消費税額の控除の計算については、なお従前の例による。

〔納税義務の免除を受けないこととなった場合等の棚卸資産に係る消費税額の調整に関する経過措置〕

第十条 新消費税法第三十六條第一項の事業者が、施行日前に国内において譲り受けた課税仕入れに係る棚卸資産又は施行日前に保税地域から引き取った課税貨物で棚卸資産に該当するものを施行日以後有している場合には、当該課税仕入れに係る棚卸資産又は当該課税貨物で棚卸資産に該当するものに係る同項の規定による消費税額の調整については、なお従前の例による。

2 前項の規定は、消費税法第三十六條第三項の個人事業者又は法人が、同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人の事業を承継した場合について準用する。

の場合において、前項中「第三十六条第一項の事業者」とあるのは、「第三十六条第三項の個人事業者又は法人」と、「国内」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が国内」と、「保税地域」とあるのは「同項の被相続人又は被合併法人若しくは分割法人が保税地域」と読み替えるものとする。

3) 第一項の規定は、消費税法第三十六条第五項の事業者が、同法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除されることとなった場合について準用する。

(売上げに係る対価の返還等をした場合の消費税額の控除に関する経過措置)

第十一條 新消費税法第三十八条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき、施行日以後に同項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合には、当該売上げに係る対価の返還等に係る同条の規定による消費税額の控除については、なお従前の例による。

(貸借に係る消費税額の控除等に関する経過措置)

第十二條 新消費税法第三十九条第一項に規定する事業者が、施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等に係る売掛金その他の債権につき、同項に規定する事実が生じたため、施行日以後に当該課税資産の譲渡等の同項の税込価額の全部又は一部の領収をすることができなくなった場合には、当該領収をすることができなくなった課税資産の譲渡等に係る同条の規定による消費税額の控除等については、なお従前の例による。

(課税資産の譲渡等についての中間申告等に関する経過措置)

第十三條 新消費税法第四十二条第八項の規定は、同項に規定する六月中間申告対象期間に係る課税期間(消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。次項及び附則第十六条第一項において同じ。)が施行日以後に開始するものについて適用する。

2) 施行日以後に終了する課税期間(みなし課税期間)(消費税法第四十三条第一項に規定する中間申告対象期間が同項の規定により一の課税期間とみなされる場合における当該中間申告対象期間をいう。附則第十六条第一項において同じ。)にあっては、その末日が施行日以後である当該みなし課税期間。以下この項において同じ。(一)において附則第二条から前条まで及び次条の規定により旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等が行われた場合における当該課税期間に係る消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものと及び同法第四十五条第一項の規定

による申告書については、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第一号中「課税標準である金額の合計額」とあるのは「税率の異なることと区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三条第一項第一号及び第四十五条第一項第二号中「課税標準額」とあるのは「税率の異なることと区分した課税標準額」とする。

(国、地方公共団体等に対する特別に関する経過措置)

第十四條 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行った課税資産の譲渡等につき、当該課税資産の譲渡等の対価を収納すべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税資産の譲渡等に係る消費税については、旧消費税法第二十九条に規定する税率による。

2) 附則第五条第六項の規定は、前項の規定の適用を受ける場合について準用する。

3) 消費税法第六十条第二項の規定の適用を受ける国又は地方公共団体が、施行日前に行った課税仕入れにつき、当該課税仕入れの費用を支払うべき会計年度の末日が施行日以後であるときは、当該課税仕入れに係る新消費税法第三十条から第三十六条まで並びに第六十条第四項及び第五項の規定による仕入れに係る消費税額の控除等については、なお従前の例による。

4) 消費税法第六十条第三項の規定の適用を受ける同項に規定する法人が施行日前に行った課税資産の譲渡等及び課税仕入れに関する経過措置については、前三項の規定に準じて、政令で定める。

(第三條の規定による消費税法の一部改正に伴う経過措置の原則)

第十五條 この附則に別段の定めがあるものを除き、第三條の規定による改正後の消費税法(次条において「二十七年新消費税法」という。)の規定は、附則第一条第三号(定める日)以下この条及び次条において「部施行日」という。(以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等、国内において事業者が行う課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用し、施行日から一箇施行日の前日までの間に国内において事業者が行った資産の譲渡等、国内において事業者が行った課税仕入れ及び保税地域から引き取った課税貨物に係る消費税については、なお従前の例による。

(第三條の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六條 附則第三条、第十一條及び第十二條の規定は一部施行日前に国内において



る同条第三項又は第四項本文の規定の適用を受けるものに限る。」を行つた場合について、それぞれ準用する。この場合において、附則第五條第六項中「百分の八」とあるのは「百分の十一」と、「百分の五」とあるのは「百分の八」と、「百分の六・三」とあるのは「百分の七・八」と、「百分の四」とあるのは「百分の六・三」と、同条第七項中「百分の六・三」とあるのは「百分の七・八」と、「百分の四」とあるのは「百分の六・三」と読み替へるものとする。

3 前項において読み替へて準用する附則第五條第六項の規定は第一項において読み替へて準用する附則第六條第一項、第七條第一項、第八條第一項及び第十四條第一項の規定の適用を受ける場合について、前項において読み替へて準用する附則第五條第七項の規定は第一項において読み替へて準用する附則第七條第一項の規定の適用を受けた事業者から同項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを受けた場合、当該引渡しを受けた目的物に係る対価の額のうち同項の規定の適用を受けた金額に係る部分に限る。）について、附則第七條第四項の規定は第一項において読み替へて準用する同条第一項の規定の適用を受けた目的物の引渡しを行つた場合について、それぞれ準用する。

〔罰則に関する経過措置〕

第十七條 第二條及び第三條の規定のそれぞれの施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる消費税に係る第二條及び第三條の規定のそれぞれの施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔消費税率の引上げに当たつての措置〕

第十八條 消費税率の引上げに当たつては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率が二パーセント程度かつ実質の経済成長率が二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たつての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二條及び第三條に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前と、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要

の措置を講ずる。

〔所得税の税率に関する経過措置〕

第十九條 第四條の規定による改正後の所得税法（以下附則第二十一條までにおいて「新所得税法」という。）（第八十九條第一項の規定は、平成二十七年分以後の所得税について適用し、平成二十六年分以前の所得税については、なお従前の例による。）

〔平成二十七年分の純損失の繰戻しによる還付に係る特例〕

第二十條 平成二十七年において純損失の金額がある場合における新所得税法第百四十條第一項又は第百四十一條第一項（これらの規定を新所得税法第百六十六條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定による還付金の計算の基礎となる所得税の額は、第四條の規定による改正前の所得税法（次条において「旧所得税法」という。）（第二編第三章第一節又は第百六十五條の規定を適用して計算した所得税の額による。）

〔給与所得に係る源泉徴収に関する経過措置〕

第二十一條 新所得税法別表第二から別表第四までの規定は、平成二十七年一月一日以後に支払うべき新所得税法第百八十三條第一項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧所得税法第百八十三條第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

〔相続税法の一部改正に伴う経過措置の原則〕

第二十二條 第五條の規定による改正後の相続税法（以下附則第二十四條までにおいて「新相続税法」という。）の相続税に関する規定は、この附則に別段の定めがあるものを除き、平成二十七年一月一日以後に相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、なお従前の例による。

2 新相続税法の贈与税に関する規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により取得する財産に係る贈与税について適用し、同日前に贈与により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

〔未成年者控除に関する経過措置〕

第二十三条 新相続税法第十九条の第三項の規定に該当する者が、その者又は同条第二項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について第五条の規定による改正前の相続税法（以下この条及び次条において「旧相続税法」という。）第十九条の第三項又は第二項の規定の適用を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の第三項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について同条第一項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧相続税法第十九条の第三項又は第二項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の第三項の規定を適用するとしなければ控除を受けることができる金額）から既に旧相続税法第十九条の第三項若しくは第二項又は新相続税法第十九条の第三項若しくは第二項の規定による控除を受けた金額に達するまでの金額とする。

〔障害者控除に関する経過措置〕

第二十四条 新相続税法第十九条の第四項の規定に該当する同項に規定する障害者が、その者又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の第三項に規定する扶養義務者の平成二十七年一月一日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について旧相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第三条の規定による改正前の相続税法、所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号）第三条の規定による改正前の相続税法、相続税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十五号）による改正前の相続税法又は相続税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第六号）による改正前の相続税法（以下この条において「旧法」と総称する。）第十九条の第四項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の第三項の規定を受けたことがある者である場合には、その者又はその扶養義務者が新相続税法第十九条の第四項又は同条第三項において準用する新相続税法第十九条の第三項の規定による控除を受けることができる金額は、同条第三項の規定にかかわらず、当該相続税について新相続税法第十九条の第四項の規定を適用するとしたならば控除を受けることができる金額（二回以上旧法第十九条の第四項又は同条第三項において準用する旧法第十九条の第三項の規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈により財産を取得した際に新相続税法第十九条の第四項の規定を適用するとしなければ控

除を受けることができる金額）から既に旧法第十九条の第四項若しくは同条第三項において準用する旧法第十九条の第三項又は新相続税法第十九条の第四項若しくは同条第三項において準用する新相続税法第十九条の第三項の規定による控除を受けた金額の合計額を控除した金額に達するまでの金額とする。

〔相続税及び贈与税の特例に関する経過措置〕

第二十五条 第六条の規定による改正後の租税特別措置法第六十九条の五第一項並びに第七十条の七第二項第五号及び第三項第二号の規定は、平成二十七年一月一日以後に贈与により取得をする財産に係る相続税又は贈与税について適用し、同日前に贈与により取得をした財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

〔政令の委任〕

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。